

会議録

会議の名称	令和5年度第1回新城市市民自治会議
開催日時	令和5年6月23日（金）午後6時30分から
開催場所	新城市役所東庁舎2階会議室
会議の次第	<ol style="list-style-type: none">1 委嘱状交付2 市長あいさつ3 自己紹介4 会長・副会長選出5 諮問書交付6 報告<ol style="list-style-type: none">(1) 市民参加調査結果について(2) 令和4年度の答申への対応状況について7 議題<ol style="list-style-type: none">(1) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について8 その他<ol style="list-style-type: none">(1) 今後の会議日程について
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、瀧下一美委員、滝川多嘉子委員、清水良文委員、前沢美津男委員、大中範久委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員
欠席委員	なし

1 委嘱状交付

鈴木誠委員、瀧下一美委員、滝川多嘉子委員の3名が新たに就任し、代表して瀧下一美委員に委嘱状を交付した。

2 市長あいさつ

皆さんこんばんは。

本日は大変お忙しい中、今年度の第1回目の新城市市民自治会議にご出席をいただきまして、ありがとうございます。6月2日に予定をしておりましたが、皆さんご承知のとおり大雨による大きな災害が発生するような気象となりまして、今日の日延期となりました。本日はよろしくお祈りいたします。

この市民自治会議でありますけれども、平成25年から施行しております、新城市自治基本条例に基づく会議であります。自治基本条例は、市民主役のまちづくりの基本的な考え方やルールを定めたもので、新城市の様々な政策の一つの根幹を成しているものでございます。昨年度は、自治基本条例が施行されてから10年目であったことから、新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について諮問をさせていただき、自治基本条例だけではなく、その解説書や、市民自治会議条例についても見直しをしていただきました。

答申において、この10年間で、地域自治区や若者議会、女性議会、公開政策討論会など、様々な市民参加の機会が増えてきている一方で、特に基本条例及びその理念が、必ずしも、市職員に浸透していない。また、市民の理解も進んでいないのではないかという大変厳しいご指摘をいただきました。

市としましては、この答申を重く受けとめまして、昨年度作成した市民参加に関する内部規定に則って、さらなる市民参加の機会の確保に努めていきたいと考えております。

また、後程担当から説明がありますけれども、特に若い世代への自治基本条例の普及ということで、小中学生へのお出かけ講座メニューを追加したり、転入者へ配布する自治会等加入促進チラシに自治基本条例についての説明を入れるなど、できることから工夫をしております。今後も引き続き努力をして参りたいと考えております。

さて、今年度の市民自治会議へ諮問させていただく内容でございますけれども、市長選挙立候補予定者公開政策討論会についての内容となります。次期市長選挙は令和7年度予定でありますけれども、その実施に向けて、令和6年度から動き始めるような体制を予定しております。

前回の公開政策討論会の反省点・課題等を踏まえ、討論会及び実行委員会がより充実したものになるよう、皆様に改善点等について検証していただくようお願いするものであります。

今日この後、会長・副会長の選出があると思いますが、会長となられた方におかれましては、ご多忙のところ大変恐縮でありますけれども、この市民自治会議をリードしていただきまして、答申までごぎつけていただきますよう、そして各委員の皆様には、それぞれお忙しい中で、時間のやりくりも大変かと思っておりますけれども、何よりも健康第一でご自愛

をいただきながら、活発な意見交換をお願いし、市民自治会議を始めるに当たりましたの
お礼と皆様へのお願いとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 自己紹介

今年度1回目であるため、名簿順に自己紹介を行った。

4 会長・副会長選出

会長には、推薦により鈴木誠委員が選任され、会長の指名により前澤このみ委員
が副会長に選任された。その後、会長からあいさつがされた。

○ 会長あいさつ

愛知大学の鈴木です。引き続きよろしくお願いいたします。今年は、この後、諮問内
容が出されると思いますけども、この自治基本条例に則して様々な施策を展開してい
く上で、非常に重要な内容になるかというふうに思います。

昨年以来、全国の自治基本条例の策定状況を調査して参りまして、新城市のように毎
年この市民自治会議を開催し、諮問のあるときはその諮問に応えるべく努力をし、ま
た、ない場合には自主的な研究会をとおして、新城市の施策についてより良い方向に向
けていくように提案をさせていただくということをやっている自治体ほとんど少ない状
況です。

こういう機会をしっかりと使ってですね、この自治基本条例が謳う、市民が主体のま
ちづくりということ、実現すべく努力したいと思いますので引き続きどうぞよろし
くお願いいたします。

5 諮問書交付

市長から鈴木会長に諮問書が交付された。

6 報告

(1) 市民参加調査結果について

新城市市民参加手続きガイドラインに基づき、市が実施した市民参加調査結果につ
いてご報告をさせていただきたいと思います。

ただ、その前に、新規の委員の皆様もお見えですので、新城市市民参加手続きガイド
ラインにつきまして、簡単ではありますが、ご説明をさせていただきます。資料としま
しては、資料の1「新城市市民参加手続きガイドライン」をご覧くださいと思います。

新城市自治基本条例第4条には、市民主役・参加協働・情報共有というまちづくりの
基本原則があります。市民が主役となり、参加協働していくためには、情報共有が必要
であり、行政としていろいろな計画などの策定等に当たり、あらゆる段階で市民への情

報提供をしていかなければなりません。

そのような中、令和4年3月には、市が特定の事業において、市民への情報共有を行っておらず、自治基本条例に反しているのではないかという内容で、市民から市民自治会議会長宛に要望書が提出されました。

こういった状況の中、令和4年度に、自治基本条例に基づく市民参加機会の確保などについて、市としてどう進めていくべきか、課長職を中心に検討を進めてきました。その結果、市民参加について基本とすべきルールや基準がなく、市民参加の手続きは、各部署でバラつきがあるということから、職員が市民の参加の機会を確保し、また適切かつ速やかな情報の共有を行えるよう、市の内部規定として、基準となるガイドラインを作成することとなり、令和4年12月に制定しました。

タイトルにもあります「市民参加手続き」というのは、市の行政活動に関して市民の意見を伺い、その意見を施策に反映するために用いる市民参加の手法及びその順序を言います。

ガイドラインの4ページをご覧ください。ここに示す6項目について、原則、市民参加を取り入れなければならないものとして規定しております。六つの項目の境界や程度を一律に定めることが困難なため、各部署において概ねこのような事業に該当すると思われるものについて、市民参加を実施することとします。

また、この六つの事業に該当しない事業等でも、各部署の判断により市民参加を実施することや、広く情報を積極的に市民に提供するよう努めます。

六つの項目の内容は、①市の基本的な政策を定める計画等の策定または改定、②市の基本的な制度を定める条例の制定または改廃、③広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす条例の制定または改廃、制度の導入または改廃、④市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定または改廃、⑤大規模な公共施設の設置に関わる基本計画等の策定及び運営に関する方針の決定または変更、⑥その他、市が必要と認めるもの。

この6項目で、4ページの下の方角の中にあるように、災害への緊急対応など、緊急を要するものなどの4項目については、市民参加手続きを行わないこともあります。その際は、なぜ市民参加の手続きを行わなかったか、理由を整理し、その政策等について意思決定後、または事業実施後に情報発信していくことを記載しております。詳しい内容は後程ご確認ください。

このガイドラインでは、年に1回、市の施策について市民参加を取り入れているかの調査をすることとなっております。

この調査の結果につきまして、本日報告をさせていただきます。

資料の2をご覧ください。新城市市民参加手続きガイドラインに基づく市民参加調査のまとめとなっております。

調査期間につきましては、4月3日から21日にかけて、市民自治推進課から各課へ

令和5年度に実施する事業について調査を行いました。

調査対象事業としましては、令和5年度に実施する事業、令和5年度を含めて複数年度実施する事業も含まれます。これらの事業のうち、市民参加を取り入れる予定の6項目事業、市民参加を取り入れない予定の6項目事業となっております。

調査項目として、市民参加を取り入れる予定の6項目事業につきましては、市民参加手続きの方法、実施段階、実施目的及び内容、結果、実施時期、対象者。市民参加を取り入れない予定の6項目事業については、市民参加の機会を設けなかった理由について回答するような内容となっております。

調査結果としまして、市民参加を取り入れる予定の6項目事業につきましては、12の部署から59件の回答がありました。また、市民参加を取り入れない予定の6項目事業については、五つの部署から6件の回答がありました。

今年度は第1回目の調査ということもありまして、ほとんどが令和5年度の計画時の欄の記載のみとなっておりますけれども、令和6年度以降はその年の計画に加え、前年度の実施結果についても皆さんにご報告させていただくようになりますのでよろしくお願いいたします。

市民の市政参加をより効果的に行っていけるように、個別の事業、または市が行う事業全般の市民参加の手続きについて、より市民に参加してもらうためにはどうしたらいいか。どういう市民参加手続き、どういう工夫をすればより有効か。市民自治会議の皆さんに、市民目線でご確認いただきまして、ご意見をいただきたいと考えております。

それから、ご意見をいただいたものにつきましては、全庁へ共有しまして、その後の市民参加の機会の確保についての検討材料としていきたいと思っております。

なお、今回の調査については、初めての試みということもありまして、各部署の調査に関する認識の差異などが見受けられました。それから調査様式についても、改善の余地がかなりあることもわかりましたので、この辺につきましては直ちに改善しまして、次年度の調査には反映していきたいと考えております。

さらに、市民参加手続きを実施後、今年度実施した市民参加手続きについての各部署の評価も、結果報告に入れていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

《質疑応答》

委員	市民参加を要しないものが六つあると。今後、要しないというものについて、これ最初の立ち上げなのでってということなのか。それともですね、このまま進めていくのか、どこかのタイミングで参加をさせるような方向なのかとかですね、ちょっとそこら辺の方向を教えてください。
事務局	今言われたのは、市民参加を今回しないと回答した事業について、今後どうなのかということですのでよろしいですか。

	<p>今回ないと回答したものについては、あくまでこの事業期間の間はやらないということで回答してもらっています。ただ、内容によっては、例えばこの市民自治会議の中で、これをやった方がいいんじゃないとか、そういうご意見をいただければ、それを共有した上で計画を変更していくということは、当然あり得る話ではないかと考えております。</p> <p>ただ、内容を見ていただきますと、そこまで市民参加が必要かという内容がほとんどではないかなというふうには思いますので、その辺については、またこれでご意見をいただいた上で再度検討をしていきたいというふうに思っております。</p>
委員	<p>もう一つ今度は、参加を促すという項目が59項目あるということなんですが、会議録とか議事録っていうのは、公表されているのかされていないのか。多分、バラバラなのかなと思いますね。見られるものなのかどうか。要するに有識者とか、限定された人が入って意見を述べている。傍聴ではないんですけども、その会議録を見ることができるのかどうか、ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思います。</p>
事務局	<p>その辺につきましては、今回の調査の中では調べてはおりませんが、ただ、一つ言えるものとしましては、この「該当あり」の59事業の中で、附属機関になっているもの。これにつきましては会議録を作成の上、公表することになっておりますので、基本的にはそれらのものについては公表されているという認識でよろしいかと思います。</p>
会長	<p>先ほど、最初に質問された、今回の市民参加なしという6項目について、これちょっと説明がよくわからなかったもので、もう1回確認なんですけども、これはガイドラインの4ページにある市民参加の手続きを特に行わないという、全部で四つの目安がありますよね。</p> <p>必ずしもこれに該当するものではなくて、今回、たまたまその事業期間において、市民参加の機会というのを設けることはなかったということで、今後は、例えばこの森づくり会議とか、それから過疎地域持続的な発展会議とか、こういったことも、これはやはり必要だという意見があればもちろんやるし、それからそうでない場合でも、やはり庁内で大事だということについては、市民参加の市民の対象にもよるとは思いますけども、これは取り組んでいくという内容のものというふうに理解していいですか。</p>
事務局	<p>事務局としてはそう考えております。</p> <p>ただ1点ですね、今回の調査の中で、事務局側がまずかった点というか反省点としまして、この調査の内容をしっかりと各課に伝えきれていない部分があったのではないかとこの部分がございまして、その辺をもう少し明確に、庁内各課に周知できるように、次回は努めていきたいというこ</p>

	とでございます。
委員	<p>回答の一覧に地域協議会がたくさん入ってるわけですね。地域協議会は、自治法に定める組織であって、住民、市民が、自ら参加しているわけじゃなくて、自治区制度において地域協議会という組織をしなきゃならないから、市役所が地域協議会の委員を召集しているんですよね。ですので、参加というのとはちょっと若干ニュアンスが違うんじゃないかと。</p> <p>それから、地域自治区予算事業計画の策定。いわゆる地域協議会は諮問機関ですので、策定はできません。あくまでも、地域協議会が自治区予算をいうのは提案であって、採用するのは市役所なんですよ、決定するのは。だからこのところの表現が違うんじゃないですか。地域協議会は諮問機関ですので決定はできません。</p> <p>そこらのところをちょっと直していただく必要があるんじゃないかと。私は、5年地域協議会におりましたけども、そのように思います。</p> <p>ですので、地域自治区をこれをすべて除くと、市民参加はわずかなものですね。たくさんあるように見えますけども。それは人それぞれの判断です。あれですけども。</p> <p>自治区予算の策定は地域協議会の権限ではないってことですね。</p>
会長	<p>そういうご意見としていただだけで、ここは審議の場じゃないので、あくまで市の報告に対して、ご意見があればくださいということだけでいいので、そこら辺の原則は守っていただきたいと思います。</p> <p>それでは他に何か質問とかありますでしょうか。</p> <p>それでは、今皆さんから種々ご意見があったということで、事務局の方で、その中で生かせるものについても取捨選択などもしていただければ結構かと思います。</p>

(2) 令和4年度の答申への対応状況について

<p>令和4年度の答申への対応状況についてということで、上から参りますが、まず新城市市民自治会議条例の一部改正については、ただいま6月議会に上程しているところです。</p> <p>続いて、新城市自治基本条例解説書につきましては、4月1日付けで改正をしました。先ほどの市民参加手続きガイドラインの中で、後ろの方に参考資料というのがあるんですけども、自治基本条例のあとの8ページに解説書がございます。</p> <p>こちら見ていただくと、1点修正がございまして、8ページの一番下に、「企画部市民自治推進課」とあるんですけども、4月から部名が変わっておりますので、「企画部」ではなく、「市民協働部」が正しいんですけども、この解説書があくまで市として発行しているものですので、部署名は削除して、「新城市」のみを記載することとし</p>

ますので、お手元の資料の方も修正をお願いいたします。

続いて三つ目の転入者への自治会加入促進チラシについてということで、冒頭市長からもお伝えしているかと思いますが、本日お配りしている資料の中にも、一番後ろにチラシを入れてあります。市民課において、転入者へ自治会への加入促進のチラシを配布しているんですけども、ここに自治基本条例についての説明を入れて、周知することとしました。

また、このチラシについては、外国人向けのものも作成し、外国の方へも周知していきたいと思っております。チラシの裏面を見ていただくと、ブラジル人向けにポルトガル語翻訳したものになっています。ただ、ご覧いただくとわかると思うんですけども、文字量がかなり多くなって見にくくなってしまっているということもあるので、他の自治体なども参考にしながら、もう少し見やすいものに改善していきたいと考えています。

続いて、お出かけ講座メニューについてですが、答申において、若い世代へ自治基本条例が浸透していないとされていまして、若い世代、小中高校生向けの出前講座メニューを作りました。積極的にこちら周知していきたいと思っております。

また、その下、若者議会についても、自治基本条例の説明を随時入れていきたいと考えております。

《質疑応答》

委員	<p>転入者への自治会加入促進チラシについてなんですが、この状況っていうのはどんな状態なんですかね。</p> <p>要するに、転入してきた人が100%自治会には入らない。何%ぐらいとか。どのくらいの転入者でどのくらい加入するのか。今一応、新城市人口4万1千人になったか。世帯数が7800ぐらい。</p> <p>どのくらいの状況で、入ってる人入ってない人がいるかわかりますか。</p>
事務局	<p>今ですね、はっきりとした数字まではちょっと言えませんが、毎年度、一応自治会の加入率っていうのは調べておまして、それがおそらく8割程度ですね。80.2%ということでございます。</p>
委員	<p>今言われた自治会加入っていうのは、地縁団体のことですかね。</p> <p>地縁団体は、加入するのは任意なものですので、行政区としての加入を言ってみえるのか、どちらでしょうかね。行政区は、皆さん入ってくださいねって言えるけど、地縁団体は任意のものですので。こういうことを出しているのかどうか私はちょっとよくわかりません。</p> <p>ですので、この言い方は、行政区、いわゆる区費を払ってくださいって言ってるのか。それとも地縁団体に入ってくださいって言ってるのかどちらなんですかね。</p>

事務局	<p>こちらの認識としては行政区でございます。</p> <p>ちょっと表記に曖昧なところがあったためその辺は修正させていただきたいと思います。</p>
委員	<p>地縁団体は市の管轄ではないものですので、そのようなことは言えないはずなんですよ。</p> <p>行政区は、いわゆる市が指定しておりますので、仕方ないのかもわかりませんが、地縁団体に市が入ってくださいっていうのはいかがなもんかなと私は思います。</p>
会長	<p>そうは言っても、実際にはどのまちでも、なるべく自治会の取り組みというのは、地域の共助の大切な基礎的な部分なので、協力をしましょうという呼びかけでね、協働事業として取り組んでいるので、やっぱり禁止をしていない限りは別段構わないということもあります。</p>
委員	<p>今の話、何を言ってるかよくわかんないんですけど、この自治会というのが、地縁団体イコールなのか。違いますよね。そこはそこだよ。それで今、地縁団体は何て言っとるか。認可地縁団体だよ。そうするとこれとは違うので、これ括弧書きにしてるので。その認可地縁団体を指してるっていうふうには思わないと思うんですけど。</p>
委員	<p>いわゆる住民がそう受け取るのではないかと。</p>
事務局	<p>転入者の方ですので、新城市内では行政区っていうことが一般的になってるんですが、転入してこられる方に対しては、都市部は特に自治会っていう言い方の方が多いもんですから、あえてこれは自治会にしています。自治会イコール認可地縁団体ではないので、よそから来る方にはどちらかという自治会という方が馴染み大きいので、あえてこういう自治会という表現をさせていただいております。</p>
委員	<p>誤解のないような表現にさせていただかないと、住民が迷うと思うんですよ。だから、認可地縁団体と、ただの自治会とは、違うということを、あまり皆さん知らないんですよ。出すんだったら、そこらへんをよく説明書きをしていただいた方がいいんじゃないかなと私は思います。</p>
会長	<p>はい。そういうご意見をいただいたということにしておきます。</p> <p>他はいかがでしょう。</p>
委員	<p>この答申への対応のところで市民自治会議条例の一部改正というのが入ってるんですけど、この会議で出た改正の一部ですか。</p>
会長	<p>そうです。一番上の丸ポチ、市民自治会議条例の一部改正、これも行いました。</p>
委員	<p>一部改正って、何が改正されたんでしたっけ。</p>
事務局	<p>市民自治会議条例第2条の所掌事務につきまして、市民の方が見てわか</p>

	<p>りやすい言葉になるようにということで、三つあったものを二つにしまして、第3号の市民まちづくり集会、これについては削除。そして第1号のところの運用と普及というところがあったと思うんですけども、そこについては、普及をとって運用のみにしたというような、簡単に言うとそのような改正でございます。</p>
会長	<p>これ今改正の準備中なんですね、議会の方に出したんですね。 ですから、お手元の方にはその資料は、改めてはまだないということですね。</p>
委員	<p>新城市議会の、令和5年6月中に提出の第112号議案を一応私コピーしたんですが、「条例の運用に関し、市長に意見を述べること」って書いてあるんですが、この、条例の運用に関していうのはどういうことに対してなのか、その範囲がわかったら教えてほしいなど。 これは市長の諮問がなくても、発言をできるのですかっていうことなんですよ。</p>
会長	<p>今両括弧2の報告事項に関わって、もし報告内容についてご意見があれば聞いていただくということをしてはいますが、どこの部分でしょうか。</p>
委員	<p>市民自治会議条例の一部改正について、第2条第2号に「条例の運用に関し、市長に意見を述べること。」っていうふうに改正案が出てるんです。 この項目は、条例の運用ということに関して、市長の諮問がなくても意見を述べるができるんですかっていうことをちょっとお聞きしたい。</p>
事務局	<p>昨年度ご検討いただいて、諮問だけではなくて、調査・審議・提言ができるというようなことで結論を出していただいたかと思います。 それを答申いただいておりますので、市の方としてもそのように考えております。</p>

7 議題

(1) 新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会について

今年度の諮問内容についてご説明をさせていただきます。まず、諮問に至った経緯でございます。

新城市では、市長選挙の立候補予定者の政策や考え、人となりについて市民に知っていただくことを目的に、令和2年度に全国で初めて公開政策討論会の実施が条例化されました。

そのため、令和3年度の市長選挙の際には、市が主体となって公開政策討論会を開催しました。開催にあたり、実行委員会が中心となって討論会を企画運営していただきました。コロナ禍での開催となり、無観客でYouTubeでの配信となりましたが、大きなアクシデントもなく無事に終えることができました。

しかし、討論会や実行委員会のあり方につきましては、課題も残されており、令和3年度の市民自治会議におきまして、公開政策討論会実行委員長から、課題等をご報告いただいております。

次回の任期満了による市長選挙は令和7年度を予定しておりまして、令和6年度から、公開政策討論会の実施に係る準備を始める予定のため、今年度、市民自治会議におきまして課題を整理して、より充実した公開政策討論会が開催できるように検討、協議をしていただきたいということでございます。

資料の3をご覧ください。こちらの資料を使いまして、簡単に公開政策討論会の概要について説明をさせていただきます。先に資料の訂正をお願いいたします。資料3の2ページです。下段の方に、(3)公募委員の資格というところがございますが、その上のところに米印が二つあると思います。その上の方の米印、委員のうち、「助成の委員の割合が」とありますが、この「助成」という漢字が異なっておりますので、修正をお願いいたします。

それでは1ページの方に戻りまして、1番、基本原則です。公開政策討論会は、立候補予定者の市政に関する政策や、その政策を実現するための方策について、市民の理解を深めてもらうことを目的に行う。討論会に関わる全ての者は、公職選挙法に違反してはなりません。この討論会は、選挙の告示前に開催されるため、自身への投票を呼びかけるような行為など、選挙活動を行ってはなりません。討論会の名前が新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会となっているのはこのためです。立候補予定者は討論会に必ず出なければいけないわけではありません。討論会は公平かつ公正に行われる必要があります、市民の視点でわかりやすい内容及び方法で行わなければなりません。

続いて2番、開催予定日の決定及び公表でございます。討論会の開催にあたっては、開催予定日、開催予定場所、その他公開政策討論会の開催に関し必要な事項について、市民自治会議へ諮問しなければならないこととなっております。

3番、公平性及び公正性の確保。討論会の手続き及び運営が公平かつ公正に行われるよう配慮しなければならないため、市民や学識経験者から成る新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会を設置します。

続いて4番、新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会実行委員会です。(1)の実行委員会の協力を得て行う事務ということですが、実行委員会は討論会開催に係る企画運営を行っていただきます。実行委員会は決定機関ではございませんので、実行委員会の意見を聞いて、最終的には市が決定するということでございます。

次のページ、2ページにいきまして、(2)の実行委員会の構成です。市民、学識経験を有する者など、15人以内で公募しまして、立候補予定者ごとに、3人以内で実行委員を推薦できます。

公募する市民、学識経験者15人のうち、10人程度は公開政策討論会の運営経験のあるものや、市の審議会経験者などで構成する経験枠。その他の5名程度を一般枠とし

て公募します。

(3)公募委員の資格につきましては、こちらの資料のとおりとなっておりますので後程ご確認ください。

(4)選定の方法、審査委員会です。選定の方法としましては、実行委員会申込書を審査委員会が採点し、行います。審査委員会には市民自治会議の委員5人の方を選定しまして組織していただきます。

続いて、令和3年度の公開政策討論会の状況・実績についてお知らせします。

(1)開催日時・場所・議題についてです。それから、開催方法についてもご説明します。令和3年度は、10月2日、7日、14日、いずれも午後7時から開催しております。全てコロナ禍のため、無観客での実施となったため、ティーズやYouTubeによる視聴のみでございました。各立候補予定者は決められた期限までに討論会への参加を申し込むと、討論会で討論したい議題を提出することができます。これを踏まえて各討論会で話す議題について、実行委員会で話し合われます。前回につきましては、資料にありますとおり、メインテーマ・サブテーマとして1回、2回、3回と、それぞれ違うテーマが記載されております。

(3)新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会の実行委員会です。令和3年度の実績です。名簿につきましては、5ページの方にあります。内訳としまして、経験枠で7人、一般枠で2人、立候補予定者からの推薦枠で3人、合計12人で組織されております。

4ページにいきまして、開催までの流れです。別紙「公開政策討論会開催の流れ」とおりということで、6ページの方に、令和3年度の実績に基づいて、フローと申しますか、スケジュールを簡単に概略にしたものをつけております。こちらもまた確認していただいて、事務のスケジュールですとか、そういったものをイメージしていただければと思っております。

それでは最後ですけども、4ページに戻りまして、(5)の検討事項等ということで、あっちこっち行って申し訳ないですけども、7ページからですね、令和3年度に実施した実行委員会の実行委員長から報告があった実績報告書をつけております。8ページ以降がその写しとなってるんですけども、そこからピックアップしてまとめたものが7ページということでございます。

少しだけ紹介させていただきますけども、全体的に、スケジュールがタイトであったことが大きな課題の一つとなっております。

2番の市民自治会議との関わり方について。こちらについても、タイトなスケジュールの中で、実行委員会で検討したことを市民自治会議で承認し、市へ市民自治会議から答申するのは、もっとスムーズにならないかということ。

ですとか、その下の4番のところ、辞職等で市長が欠けた場合の対応ですね。こちら地方自治法で50日以内に選挙を行うと定められている中で、実際にできるのか、その

辺の想定ができていない。

それから、6番のところ、会場で市民からの質疑応答があった場合に、中立公正な運営に支障が出ないかどうかですとか、8番のところ、参加者が1人になった場合。立候補予定者として参加する、討論会に参加すると表明した方が、1人だった場合に、どういう運営方法にするのか。ですとか、参加の申出期間が過ぎた後に、立候補を表明された方がいた場合は、一方は市の討論会で自分の政治活動ができて、もう一方は公費を使って政治活動ができない。そういったところの公平性公正性は確保できるのかどうかとか、そういったご意見がございます。

詳しくはこちらの報告書の方を再度確認していただきたいと思っております。

これらの内容を、次回までにご確認いただきまして、課題整理、それから、その課題に対する考えの整理を今後、この1年でやっていっていただきたいと考えております。

最後、4ページの下のところ、QRコードを張りつけてあります。こちら見ていただくと、前回の討論会の動画を見ることができます。こちらも参考にいただければと思います。

《質疑応答》

会長	<p>今後、何もテーマが決まっていなくて議論もしようがないと思いますので、今日出した意見を踏まえて、また皆さんから何かご意見があればいただいて、それでその下で、今後のこの市民自治会議での検討テーマをなるべく分かりやすく設定していきたいと思っております。</p> <p>ただ、その時の議論は、ここに書かれている資料を十分参考にさせていただきながら意見を言うっていただくということが大事なので、今日は全て資料の方は皆さんにお届けしたということです。</p> <p>そういうことで今日はですね、この内容についての討論ということではなくて、前回の令和3年のときの取り組みに関わっての資料として、何か過不足や或いはご意見があれば、遠慮なく出していただきたいという、次回からの具体的な討論ということの前提としてですね、そういうことで今日はご意見をいただければと思います。</p>
委員	<p>前回はコロナということで、無観客でYouTubeということだったんですけども、今はもう5類に移行して、今後どうなっていくかわからないですけど、やっぱりやるとすると、基本的には会場で人を集めてっていう形になりますか。</p>
会長	<p>はい。</p>
委員	<p>実行委員長からの事業報告書というのが入っていますが、立候補者の人たちの感想というか、それはないのかなと思ひまして。そういうのは聴取</p>

	<p>できるかどうかお聞きしたくて、それも重要かなとは思いつつ。ただ、今回はコロナ禍で、正式というか、ではなかったのでもうそこら辺も話が出るかもしれませんけども、どうでしょうかということです。</p>
委員	<p>私は前回、政策討論会の実行委員の中に入っておりましたので、何でこんなふうになってるんだということは、多々ありました。ですので、次回にはきちっと発言をさせていただきます。</p> <p>一番の問題は実行委員会がさっさと動けないっていうのが一番大きな問題ですね。なんで市民自治会議なんかには諮らないといかんのだというのは、一番大きい問題ですよ。これはもう、市民自治会議に言うってこと自体、もう附属機関から離れてるってことですね、自治法上の。補助機関じゃないんですからね。そのところを、条例、施行規則いろいろ全部見直してもらいたいなと思って、また書類を作っていきますのでよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>まず1点目、〇〇委員からお話いただいた立候補者の感想でございますけども、それにつきましては資料としてはないというのが現状ではあります。</p> <p>〇〇委員からご指摘いただいた点については、この実行委員会の事業報告書の中にも似たようなご意見もあったかと思えますし、事務局の方でもそういった課題があるということで把握はしております。ぜひこの場で、皆さんでご議論いただきたいというふうに考えております。</p>
委員	<p>基本原則の中で、開催の手続き及び運営は、公平かつ公正に行われることを基本とし、と書いてありますけども、これって、市の予算の中に入れてやるわけですよ。実際問題、市の予算でやるわけですよ。そうですね。</p> <p>本当に公平で公正なものができますかねって思うんです。あくまでも市長がまずおって、市長が要するに、この実行委員だとかそういうのを委嘱するわけですよ。そうすると、この人はやっぱりちょっと俺側じゃないから、ちょっとやめとこうとかいいうあれが働かないかどうかってことなんですよ。</p> <p>これ全国で初めてここがやるっていうことは、結局はその公平性っていうのが、なかなかできないっていう可能性が高いんじゃないかなってことで、やらないんじゃないかなって思うんです。</p>
会長	<p>そういう意味でも、基本原則に即してやらなきゃいけないので、そこは一つ重要な努力義務として理解をしていただければいいんじゃないでしょうか。</p>
委員	<p>それをチェックするのはどこの機関なんですか。</p>

	<p>もし何事があったときに、それはあかんよ、法に触れるよとか何とかっていうことになれば別ですけど。そうでないものっていうのは、絶対どっちかに偏ってくる可能性が高いんですよ。だからそこら辺のところをどのように考えるのかっていうことなんです。</p> <p>本当に公平かつ公正にできるっていうのは、できそうな気がするっていうだけであって、実際問題は本当にね、力関係の関係でありますから。どっちもどっちかに寄ってっちゃうような気がするんですけど。いかななものかと思うんです。</p> <p>一番最初にこの立候補予定者公開政策討論会をやるとかって言い始めた時に、本当に公平性って保てるのかっていうこと。非常に疑問に思ったんですけど。はい。そこら辺のところですよ。</p>
委員	<p>公開政策討論会の実施の条例についても、策定の段階で市民自治会議の中で、かなりの時間を費やして協議が行われてきたというところは私の記憶にもございます。</p> <p>そのタイミングで委員として参加されていなかった方々もですね、現在委員としていらっしゃるのです、可能な範囲で、また資料が膨大になってしまいうんであれですけども、例えば市民自治会議でどういった検討があったのか。同じ協議をするのが悪いとは言わないですけども、時間も限りありますので、ぜひ事務局の方には、そういったところの資料が提出できるのであれば、次回までに、他の委員の皆様にもご共有いただけるとありがたいかなと思います。</p>
委員	<p>実行委員長から出されたものを今拝見させていただいたんですが、ここで話し合ったのも出さないと、僕らはどういう経緯がっていうのが全くわからないので。</p> <p>平等ももちろんありますし、公平公正っていうのもあるかと思いますが、多方面から見ないと、僕2年目なのでまだちょっとわからないなっていうのは、ちょっと何かあれば、そちらも出していただけるとありがたいかなというふうに思いました。</p>
事務局	<p>可能な限り集めて、次回までには必ず出したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>〇〇さんが次の回に何か提案されるって言ってましたよね。</p> <p>そういうのを、この場で出されてもわかんないので、もし事前に出してもらえんなら事務局の方に出していただいた方がいいんじゃないかなと私は思うんですけど。</p>
会長	<p>昨年ですね、いろんな委員から、皆さんに関係する内容については、資料を事前にお配りしたいということがあって、その際の取り扱いについて</p>

	<p>は、事務局との間で大体決めておりますので、またそれ再度確認した上で、皆さんにもし資料がある場合には、いついつまでに事務局の方にご提出くださいということをアナウンスするようにします。</p>
事務局	<p>確認なんですけども、〇〇委員さんが出される資料っていうのは、皆さんに配布したいという趣旨でよろしかったですか。皆さんに配布する資料ということでよろしかったですか。</p> <p>それであれば、皆さんに会議資料でお配りするルールとして、会議の1週間前までにいただくというふうに確認しましたので、それまでにいただければ、会長の許しを得て配布させていただくということでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p>1週間ということがありました。</p> <p>ただ、内容に関わっていない資料は、これは取り扱いが時間の関係もあつたりしてできないということもありますし、議題から逸れてしまうので、それは使えません。</p> <p>ですから、議題を次回、皆さんにまたお知らせをしますので、こういったことについて議論するという。なるべくそれに合わせて、資料があつたら出していただくということにしたいと思います。</p> <p>今こういうの持ってるから、こういう思いを持ってるからっていうことで持ってこられても、それを扱えないということであつたら、資料提出していただいた方に大変失礼になっちゃうので。テーマに即した内容についてご協力をいただきたい。</p> <p>ですから、なるべく早く皆さんに、次回はこういうテーマについて話し合いますというアナウンスをしますので、それに関わって準備されたい資料があつたときには、遅くとも1週間前までに準備して事務局の方に提出をいただくということでご協力をお願いします。</p> <p>事務局の方はそれで間違いありませんか。</p>
事務局	<p>はい。</p>

8 その他

(1) 今後の会議日程について

事務局	<p>本日の会議で、今年度の市民自治会議への諮問に対する会議の進め方が決まりましたので、およそ2ヶ月に1回のペースで進めていきたいと考えております。</p> <p>会議ごとに、次回会議までに委員の皆さんに考えてもらいたいことを照会させていただきます。そこで、委員の皆さんに考えてもらった意見を、次回会議で検討するような形で進めていきたいと考えておりますけれども、よろしかったでしょうか。</p>
-----	---

	<p>第2回になりますが、8月4日金曜日の午後6時半から開始といたしまして、場所は、今度、市役所の本庁の、私どもの課があります市民自治推進課の向かいに、3階の災害対策本部室という部屋がありますので、そちらで開催したいと考えております。ご予約の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それからここでちょっと皆様のご予定をご確認いただきたいんですけども、現在、第3回が10月13日となっておりますが、こちらの方が諸般事情がありまして、10月6日の同じ金曜日の開催としたいと考えております。ご予約の方、ご調整いただきたいと思います。</p> <p>それからもう一つ、第4回の方になりますけれども、こちらも12月1日とありますが、もう1週間後の、12月8日の同じ金曜日で開催したいと思いますので、誠に勝手ではございますけれども、調整の方をお願いしたいです。</p> <p>資料の方を配っておきながら後日の調整で大変申し訳ございません。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>もし予定でご都合悪くて欠席される場合には、ぜひ意見とかですね、何かありましたら事前に事務局の方に届けておいていただけると助かりますので、よろしく願いします。</p>

閉会